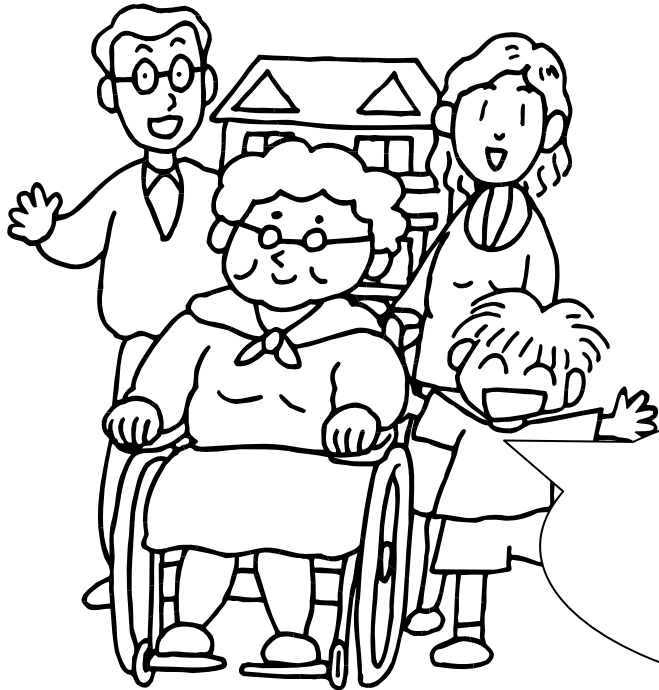


マンガで学ぶ 成年後見制度



成年後見制度を正しく知って、
住み慣れた地域で自分らしい
生活をおくりましょう

大田市成年後見支援センター

〒 694-0064 大田市大田町大田イ 128 大田市社会福祉協議会 総務課

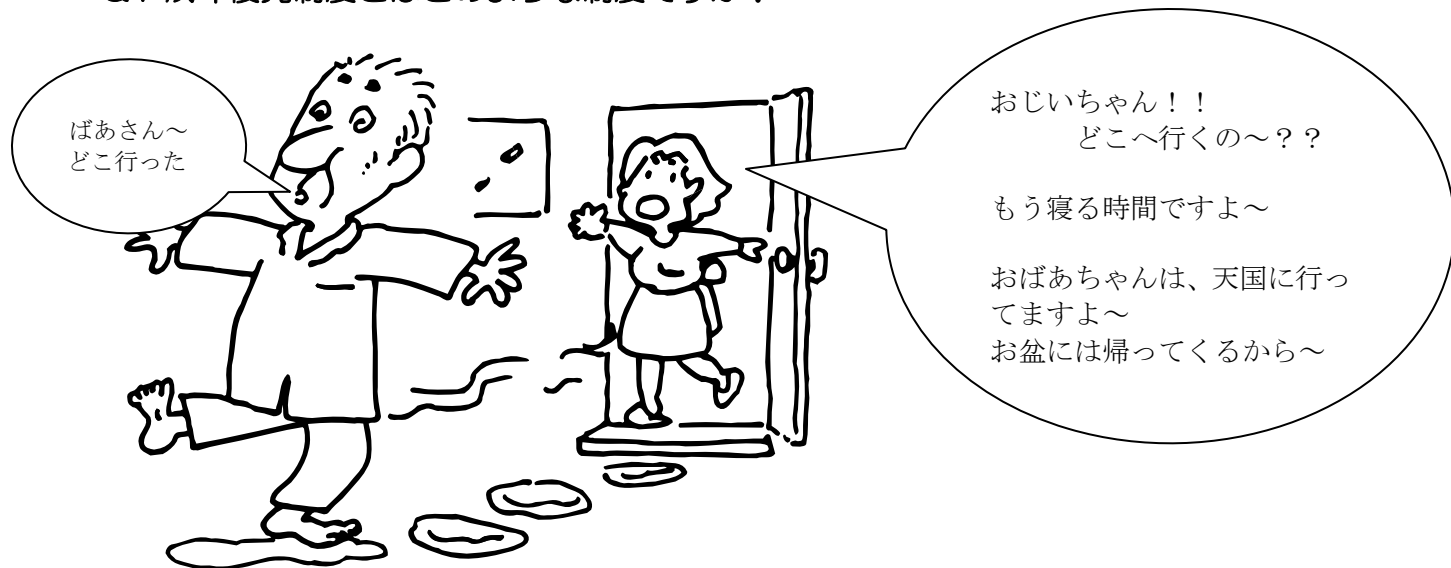
電話 (0854) 82 - 0091

成年後見制度を利用
してはどうですか。
マンガで学ぶ
成年後見制度で説明
します。

私の父は最近認知
症がひどく、詐欺に
引っかかりたりで、
何かいい制度はな
いですか？



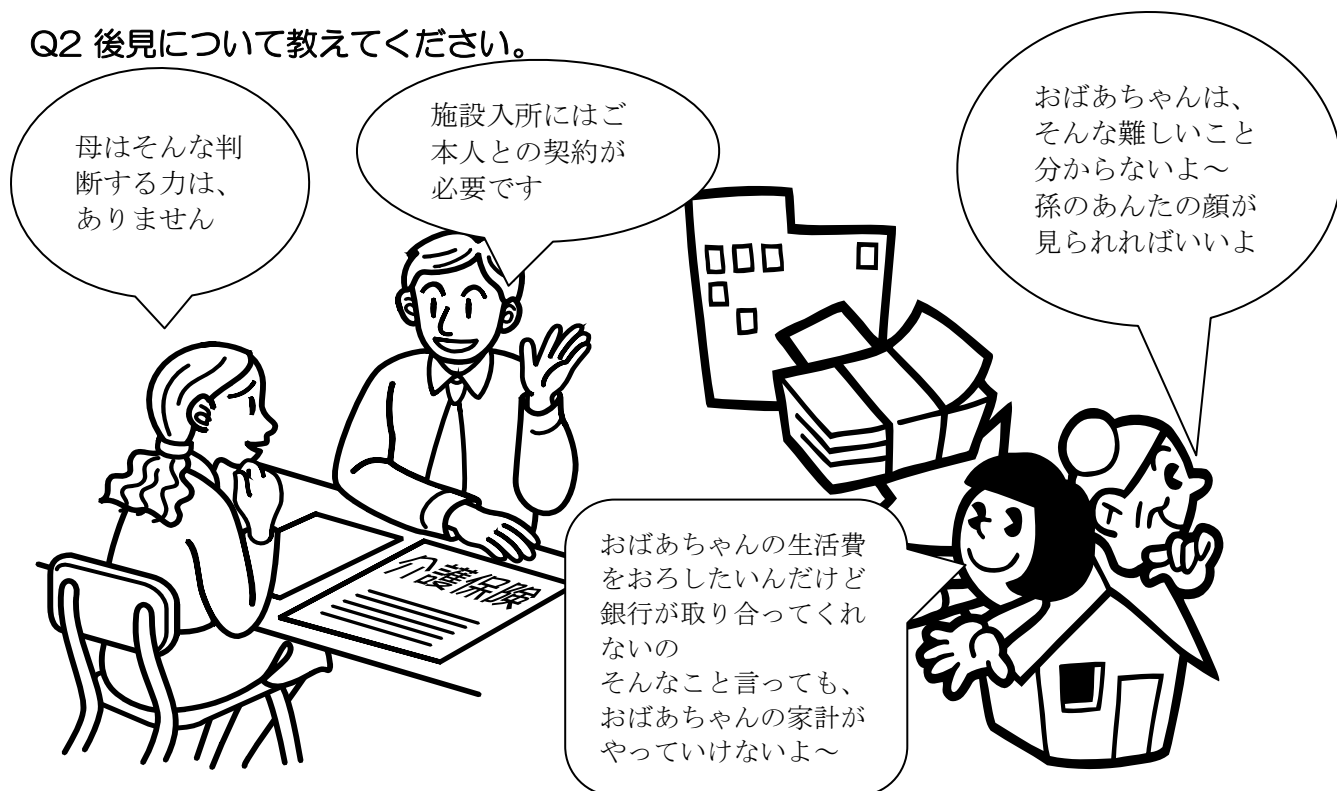
Q1 成年後見制度とはどのような制度ですか？



A1 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方に対して、本人の権利や財産を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する（本人の自己決定を支える）制度です。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保 佐	著しく不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがった任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

Q2 後見について教えてください。



A2 認知症，知的障がい，精神障がいなどによって，一人で判断する能力が全くない状態の方について，申立てによって，家庭裁判所が「後見開始の審判」をして，本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。

後見人は，後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり，本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つため，後見人は，本人の財産全体をきちんと管理して，本人が日常生活に困らないように十分に配慮していかなければなりません。

Q3 後見人の仕事について教えてください。

A3 後見人の主な職務は，本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら，財産を適正に管理し，必要な代理行為を行うことです。



後見人は，後見が終了するまで職務を継続しなければならず，さらに，行った職務の内容(後見事務)を定期的に又は随時に家庭裁判所に報告しなければなりません。家庭裁判所に対する報告は，本人の判断能力が回復して後見が取り消されるか，又は本人が亡くなるまで続きます。

Q4 介護など身の回りの世話も仕事ですか？

A4 介護や家事のような事実行為は，後見人の業務ではありません。ご本人の生活に必要なことであっても，直接後見人が行なうのではなく，必要な福祉サービス等を利用することができるよう，行政機関やサービス提供事業者と調整し，必要な契約等を行うことが後見人の業務です。

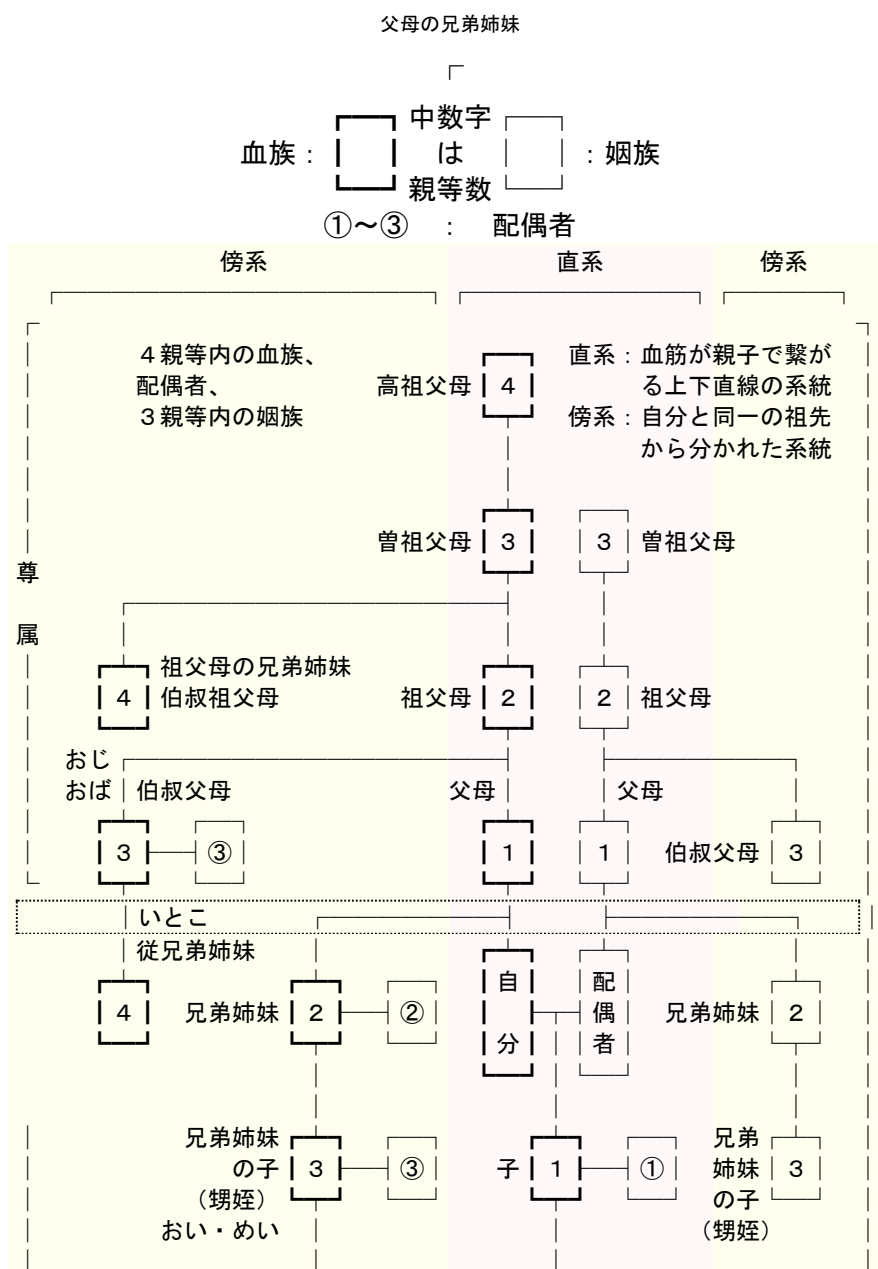
後見人が果たすべき役割と職務は，「身上監護と財産管理」とされています。

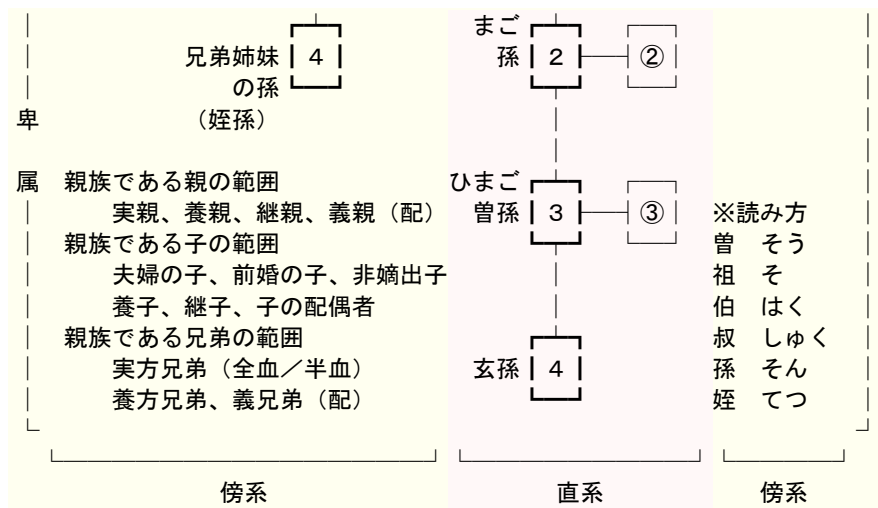
身上監護とは，本人の生活状況や身体状況等に配慮して，本人の生活を守る事です。

実際の職務の内容は，後見・保佐・補助の類型によっても異なりますし，個々の事案によって求められる内容も違ってきますので一概にはいえませんが，次のような職務が想定されます。

〈後見人として想定される職務内容〉

- ・ ご本人の財産の把握と管理（財産目録や収支状況報告書の作成）
- ・ 年間の収支計画の作成
- ・ ご本人の日常生活を維持する上で必要な生活費や預貯金の管理





[成年後見申立権者]

Q6 後見人になった時は、どんなことに注意すればよいですか？

A6 後見人になった以上、本人の財産はあくまで「他人の財産」であるという意識を持って管理する必要があります。後見人に不正な行為、著しい不行跡があれば、家庭裁判所は後見人解任の審判をすることがあります。後見人が不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、背任罪、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。



親族が後見人なる場合の注意事項

親族が後見人になるのはよいことですが、親族でも後見人としてのルールは守らなければなりません。

後見人としてのルールに違反した場合、後見人を解任されることもあるため注意が必要です。

1.無断借用・使い込み・流用の禁止

⇒業務上横領罪という刑法犯罪の対象となりますので、絶対的にできません。例え、すぐに返却したとしても、借用行為が許されることにはなりません。

2.後見人や親族等への贈与の禁止

⇒贈与は、被後見人本人の資産を減少させる行為なので、原則的にできません。相続税対策に効果的な贈与であっても、相続税対策は、本人のためではなく、相続人のための行為なので、原則不可です。

3.後見人・親族等への貸付の禁止

⇒被後見人本人にとって利益となるものではないので、できません。
貸付は、贈与と同等にみなされるところか、背任罪という刑法犯罪に抵触する可能性もありますので注意が必要です。

4.生計の同一・混同の回避

⇒被後見人と後見人の家計をできる限り分離して管理しなければなりません。特に、被後見人本人の資産から支出する場合には、後見人や親族への実質的贈与とにならない様にきちんと管理する必要があります。

5.投資・投機行為の禁止

⇒後見人は、本人の資産を管理・保全する義務を負っているだけで、積極的に増やす必要はありません。したがって、元金保証のない投資・投機はできません。

親族後見人であっても、財産管理は緊張感をもって行うのが望ましいでしょう。



Q7 本人の収入や支出はどのように管理すればよいのでしょうか？

A7 本人の収入・支出を後見人等第三者のそれと区別してください。後見人等に選任された方は、本人の親族である場合も多いでしょうが、本人の財産と後見人等や第三者の財産を明確に区別し、混同しないように注意してください。



例えば、大田花子さん（お母さん）と後見人の大田二郎さん（息子）が
旅行好きの花子さんのために家族で旅行に出かけました。

この場合、家族の旅費は大田二郎の家計から花子さんの旅費は
花子さんの家計から

ただし、親族後見人や第3者後見人のみが付き添った場合
は花子さんが支払う場合があります。（家庭裁判所に相談）

また、本人の収入・支出は、金銭出納帳を付けて管理してください(市販の出納帳ノートが便利です)。また、個々の収支を裏付ける領収書・レシート等を残しておいてください。金銭出納帳や、個々の収支を裏付ける領収書・レシート等は提示していただくことがありますので、項目ごとに整理して保管しておいてください。

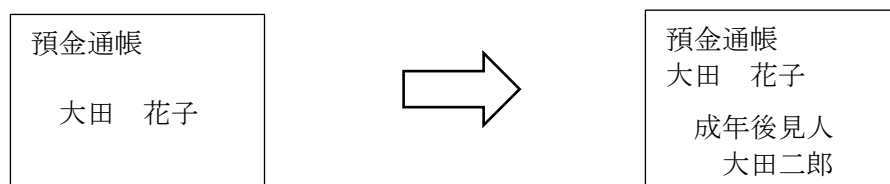
Q8 預貯金の管理について教えてください。

A8 本人の財産管理は、安全確実であることを基本とし、投機的な運用は絶対に避けてください。

預金口座は、出来るだけ少なくし管理がやり易くすることが大切です。預金利息やペイオフなどを検討しながら随時口座数を減らした方が管理がやり易くなります。

また、預貯金の名義を後見人等個人や第三者の名義とすることは許されませんので、しないでください。

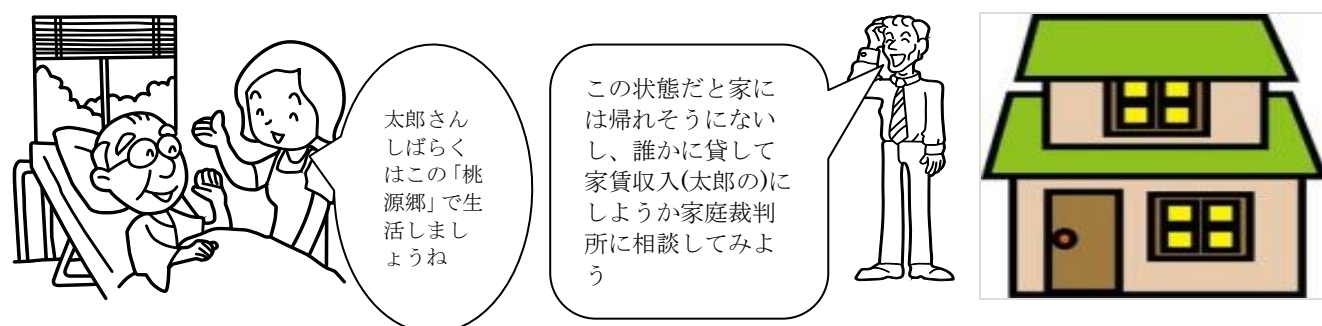
預貯金の名義は、本人の名義から「大田花子(本人名)成年後見人 大田二郎(後見人等名)」という名義にしてください。後見人が本人の親族である場合も多いでしょうが、本人の財産と後見人等や第三者の財産を明確に区別し、混同しないように注意してください。



Q9 本人が住んでいた自宅を売却したいのですが、どうすればよいですか？

A9 本人が住んでいた自宅を売却する場合には、事前に、家庭裁判所に「居住用不動産処分許可の申立て」をし、その許可を得る必要があります。

本人が居住するための建物やその敷地を「居住用不動産」といいます。これには、本人が実際に住居として使用している場合に限らず、本人が現在は病院や施設に入っているために住居として居住していないけれども、過去に居住していた場合や将来居住する可能性がある場合なども含みます。



「居住用不動産の処分」には売却だけでなく、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定なども含まれます。

Q10 後見人等には申立人が推薦する候補者が必ず選ばれるのですか？

A10 家庭裁判所が後見人等を選任する際は、各事案に応じて、最も適任な者を選任するため、様々な事情を考慮します。

その結果、候補者が選ばれない場合もあります。

また、本人が必要とする支援の内容によって、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を後見人等に選任したり、複数の後見人等を選任したり、後見監督人等を選任したりする場合があります。

さらに、親族間で紛争が起きている場合は、公平中立な立場の第三者を後見人を選任したり、後見監督人等を選任したりする可能性が高くなります。



Q11 成年後見制度で出来ないことがありますか？

A11 成年後見制度で出来ないこと

- 一身専属的なこと
遺言や身分行為（婚姻、離婚、養子縁組など）は出来ません

※第三者の後見人の職務に含まれないもの

● 事実行為

事実行為とは、成年後見人等が行う契約等の法律行為に対して、食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院への付き添い等の行為（身の回りの世話）のことを指し、これら事実行為については、成年後見人等自身が行うことはできません。成年後見人等は、本人にこれらの必要性が生じた際には、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパー等の専門家に依頼することにより対処します。

食事の介護
掃除・洗濯などは、専門のヘルパーさん等と契約して対応します



● 医療行為への同意

医療行為とは怪我や病気を治療するものであり、歯科治療やインフルエンザの予防接種等の簡単なものから、手術や延命措置等を指します。これら本人に対する医療行為に対する判断は、本人固有のものであることから、代理権等を行わせることはできません。ですが、実際のところ成年後見人等は、医療機関や福祉施設から、本人に対する医療行為についての判断を求められる（同意などをして欲しいと求められる）事が多々あります。その場合には、医師に対して、現行の成年後見制度においては、成年後見人等には医療行為に対して同意することが出来ない旨を説明し、親族がいる場合には親族に、親族に協力を拒まれたような場合やいない場合には医師に判断をゆだねるべきです。



手術の同意といわれても、私は同意できないし、親族に同意してもらいたいけど連絡がつかないし、困ったなあ～……



● 身元保証人、引受人、入院保証人等

施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし「身上監護」の事務を行うのであり、これらに就任することは事務の範囲に含まれていません。入院保証人就任を依頼された場合に関しても、上記のような理由から、緊急連絡先としての対応をする旨や、入所費用の支払いおよび身上監護の事務を行うことを説明し、就任を避けることが望ましいとされています。

Q12 大田市では専門職等である後見人等が足りているのでしょうか？

A12 市内では司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、行政書士の十数名が受任されておりますが、必要とされている人数は不足しており、出雲の専門職が受任されているケースが沢山あります。

出雲後見センター会員

私たちも頑張っていますが大田市民の皆さん、施設入所等で金銭管理等比較的簡単な後見業務をお願いする「市民後見人養成講座」を受講されてみませんか。



大田市成年後見支援センターでは、施設入所で財産は高額でなく、親族間のトラブルのない比較的管理しやすい事例を受任できる「市民後見人」の養成講座を実施しています。既にセンターの支援を受けながら、市民後見人として活躍されているかたも居られます。

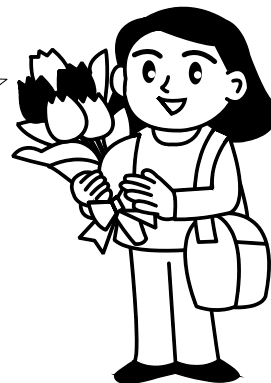
市民後見人の養成講座で

1. 民法の財産・家族法
2. 高齢者施策・介護保険等
3. 財産目録・収支予定表や家庭裁判所への報告
4. 職務の範囲や後見実務等

その他色々教えてもらったし、分からない事があれば「成年後見支援センター」で助言もしてもらえるから安心して受任できたわ。

太郎さんも、私を花子さんと思ったりすることもあるけど幸せそうだし、これからがんばって見守って行こう。

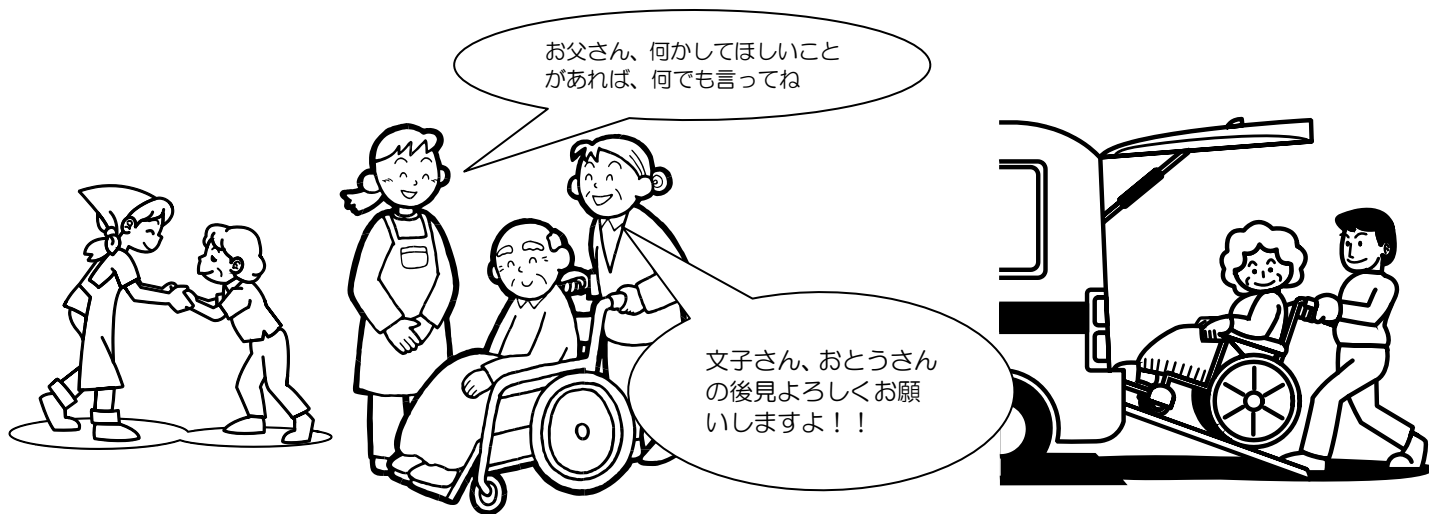
たくさんの市民の皆さんが参加してもらえたら嬉しいな。



市民後見人 銀山 梅子さん

申し込み 大田市社会福祉協議会 大田市成年後見支援センター (0854)-82-0091

色々な制度を使って、住み慣れた地域で自分らしく生活をおくりましょう



大田市成年後見支援センターの役割

